

京都府域渋滞対策協議会

京都都市圏WG会議

【目的】

- 京都府下でも多くの交通が集中し、日本有数の観光都市である京都都市圏の交通状況、課題について議論を継続的に実施

【構成員】

- 京都国道、京都府、京都市、京都府警、他により構成

【事務局】

- 京都国道事務所 計画課、他

2. 京都府域渋滞対策協議会規約改正について

OWGを設置するにあたり、京都府域渋滞対策協議会規約を以下のとおり改正することを提案する。

京都府域渋滞対策協議会 規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、京都府域渋滞対策協議会（以下「協議会」という。）という。

（目 的）

第2条 本協議会は、京都府域における道路交通渋滞対策に対する総合的な渋滞対策計画についてとりまとめることを目的とする。

（審議事項）

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するために、次の審議を行う。

- （1）主要な渋滞箇所の特定。
- （2）特定された渋滞箇所の対策検討
- （3）その他、本協議会の目的達成に必要な事項。

（構 成）

第4条 本協議会は、別紙に掲げる委員及びオブザーバ委員をもって組織する。
本協議会は、第3条の各号に定める事項について審議するため、具体的に検討するワーキンググループを設ける、~~別途規約を定める。~~

（役 員）

第5条 本協議会に次の役員を置く。

会 長1名
副会長2名

第6条 会長は、本協議会を代表し、会務を統括する。
会長は、近畿地方整備局京都国道事務所長をもってあてる。

第7条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
副会長には、京都府建設交通部~~理事~~道路計画課長及び京都市建設局建設企画部技術~~総括企画~~担当部長をもってあてる。

（会 議）

第8条 本協議会は必要に応じ会長がこれを招集する。

~~（部 会）~~

~~第9条 必要に応じて部会を設置することができる。~~

（事務局）

第~~10~~9条 本協議会の事務局は、京都国道事務所計画課、京都府建設交通部道路計画課及び京都市建設局建設企画部建設企画課に置く。

（その他）

第~~11~~10条 本規約によらない場合は、協議することとする。

付則 この規約は、平成 9年10月21日施行
平成13年12月 4日改正
平成25年 1月11日改正
平成25年 7月 3日改正
平成28年 7月27日改正
平成30年 8月 3日改正

※赤字：今回改正で変更

○京都府域渋滞対策協議会ワーキンググループ規約を以下のとおり提案する。

京都都市圏ワーキンググループ 規約（案）

（名 称）

第1条 ワーキンググループは、京都都市圏ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）という。

（目 的）

第2条 ワーキンググループは、京都府域渋滞対策協議会で定めた、具体的に検討が必要な事項についてとりまとめることを目的とする。

（審議事項）

第3条 ワーキンググループは、前条の目的を達成するために、次の審議を行う。

- （1）特定された渋滞箇所の対策検討
- （2）その他、ワーキンググループの目的達成に必要な事項。

（役 員）

第4条 ワーキンググループに次の役員を置く。

座 長 1名

第5条 座長は、ワーキンググループを代表し、会務を統括する。

座長は、国土交通省京都国道事務所副所長とする。

（会 議）

第6条 ワーキンググループは、必要に応じ座長が協議会の構成機関及び基礎自治体等から、関係する機関を招集する。

（事務局）

第7条 ワーキンググループの事務局は、関係する機関に置く。

（その他）

第8条 本規約によらない場合は、協議することとする。

付則 この規約は、平成 30年 8月 3日施行